

令和7年度
予 算 編 成 方 針

～ 持続可能な財政運営を目指して ～



令和6年11月

長 和 町

1 長和町の財政状況と見通し

令和5年度の普通会計（一般会計に同和地区住宅新築資金等貸付特別会計を加えた決算統計の基準となるもの）の決算状況は次のとおりです。

歳入決算をみると、町税が7億4,996万円（前年比112万円増）、繰入金が4億8,069万円（前年比3,648万円増）で、歳入に占める自主財源（町税・繰入金・分担金及び負担金・使用料及び手数料等）の割合は29.1%（前年28.0%）となっています。

依存財源（地方交付税・地方譲与税・地方消費税交付金・国庫支出金・県支出金・地方債等）で一番大きな割合を占める地方交付税は29億7,380万円（前年比7,271万円減）で、歳入全体に占める依存財源全体の割合は71.0%（前年71.8%）となっており、自主財源が乏しい財政構造です。

歳出決算の性質別では、義務的経費（人件費・扶助費・公債費）が20億5,698万円（前年比419万円増）、投資的経費（普通建設事業費・災害復旧事業費）が4億9,558万円（前年比9億4,171万円減）、その他の経費が32億7,269万円（前年比3億4,876万円減）という状況です。

総額では、歳入が60億6,759万円、歳出が58億2,524万円で差引2億4,235万円、そこから令和6年度へ繰り越すべき財源を除いた実質収支は1億7,075万円であり黒字となっています。実質収支から基金積み立てと基金取り崩しを考慮した実質単年度収支は2億7,695万円の赤字となりました。近年は財政調整基金を多く取り崩して決算を迎えていることから、毎年赤字が続いているというのが現状です。

次に、健全化判断比率について、実質公債費比率（一般会計等が負担する元利償還金、準元利償還金の標準財政規模に対する比率）が9.8%、将来負担比率（一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率）が44.0%と、いずれも早期健全化基準（実質公債費比率：25%、将来負担比率：350%）を下回っています。

一方、経常収支比率は85.7%で、前年度以前（R4：81.4、R3：82.7、R2：87.3、R1：91.2、H30：91.2）を見ても、80%～90%を推移しており、財政構造の硬直化が見られる状況です。

町の財政の今後の見通しですが、歳入においては、評価替えによる固定資産税の減少傾向が見込まれるなど、町税をはじめとする自主財源を大きく伸ばすことは困難な状況が続くと推測され、今後も依存財源（主に地方交付税）に頼るところが大きく、財政調整基金をはじめとした基金の取り崩しが避けられない状況にあります。歳出においては、人件費、扶助費、公債費、少子高齢化に伴う社会保障施策関係経費の増大、負担金や繰出金の増加により、公共施設、道路・橋りょう等の既存施設の長寿命化や適正な維持管理の財源不足、財政硬直化に拍車がかかっている状況です。

このような中、歳入においては、国県補助金等の特定財源を確実に確保し活用する積極的な姿勢、分担金及び負担金や使用料及び手数料の適正化が求められます。歳出においては、事務量・事業量の適切な把握に努めるとともに、徹底した事務事業の見直しを行い、効率的な職務の執行、公共施設においては厳しい財政状況を踏まえた時代に合った施設のあり方（利用方法、人員数、運営方法など）を検討し、固定経費の削減をしていく必要があります。

「しあわせ長和町」を継続していくためには、非効率な支出の改善や事業廃止など、一般財源の節減対策をより一層意識し、基金の取り崩しに頼ることのない予算編成をしていかなければなりません。

財政調整基金の動向

毎年度の予算編成においては、財政調整基金を取り崩して一般財源の不足を補うことが常態化しており、下記のとおり、財政調整基金は減少傾向にあります。

財政調整基金残高		
平成 29 年度末	25 億 7,315 万円	■増減
平成 30 年度末	23 億 2,213 万円	2 億 5,102 万円の減少
令和元年度末	19 億 4,304 万円	3 億 7,909 万円の減少
令和 2 年度末	15 億 9,054 万円	3 億 5,250 万円の減少
令和 3 年度末	17 億 6 万円	1 億 952 万円の増加
令和 4 年度末	17 億 6,723 万円	6,717 万円の増加
令和 5 年度末	15 億 3,368 万円	2 億 3,355 万円の減少

財政調整基金の動きをみると、令和 3 年度と令和 4 年度を除き、毎年度末の基金残高は減少しています。令和 6 年度も 9 月補正予算後において予算上 4 億 8,368 万円の取り崩しを見込んでおり、決算積立 8,200 万円があったとしても、4 億円程度を取り崩して決算を迎える見込みです。

持続可能な財政運営を考えたとき、この状況は極めて深刻であることを職員の皆さんは認識してください。

財政調整基金は、年度間の財源の不均衡を調整するための積立金で、大幅な税収の減、災害の発生等による予期せぬ支出の増加に備えるためのものであるということを改めて確認し、将来への備えとして、将来の町民のために、できるだけ財政調整基金に頼ることのない財政運営をしていくことが必要です。

普通交付税等の動向

7 普通交付税等の推移 ※ 合併前数値は合算額

(単位：千円 %)

年度	普通交付税	臨時財政対策債	特別交付税	計	前年比	普通交付税のみ比較	
						前年比	14年を100として
H14	2,893,331	239,200	313,300	3,445,831			100.0
H26	2,709,515	206,477	287,800	3,203,792	10,303	8,573	93.6
H27	2,737,560	195,057	300,284	3,232,901	29,109	28,045	94.6
H28	2,693,728	149,492	277,583	3,120,803	△ 112,098	△ 43,832	93.1
H29	2,581,092	147,340	269,424	2,997,856	△ 122,947	△ 112,636	89.2
H30	2,507,807	143,727	261,649	2,913,183	△ 84,673	△ 73,285	86.7
R1	2,498,125	104,024	356,218	2,958,367	45,184	△ 9,682	86.3
R2	2,598,397	101,889	245,760	2,946,046	△ 12,321	100,272	89.8
R3	2,791,993	131,647	288,900	3,212,540	266,494	193,596	96.5
R4	2,777,589	34,862	268,919	3,081,370	△ 131,170	△ 14,404	96.0
R5	2,730,905	15,495	242,891	2,989,291	△ 92,079	△ 46,684	94.4

上記は、令和5年度町政白書より抜粋した普通交付税等の推移です。

普通交付税、特別交付税、臨時財政対策債（地方財政収支の不足額を補てんするため、各地方公共団体が特例として発行している地方債）の動きを見ると、長門町と和田村が合併した当時と比べると、減少傾向にあるという状況です。

令和6年度においては、普通交付税が2,751,672千円、臨時財政対策債の発行予定額が7,326千円と、この2つの項目を合わせると令和5年度より若干増えていますが、財源不足の分は、引き続き、財政調整基金で補わざるを得ない状況です。

財政調整基金と地方交付税等の動向について述べましたが、依存財源が大半を占める長和町の財政運営にあって、地方交付税の減少は大きな影響を及ぼします。現在は財政調整基金を取り崩して財政運営を保つことができていますが、上記のとおり、歳入の確保と事務事業や施設のあり方などの徹底的な見直しにより、基金の取り崩しを少しでも減らし、未来の長和町のために、将来につながる財政運営をしていくことが大変重要です。

2 国の動向

「令和 7 年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」（令和 6 年 7 月 29 日閣議了解）によれば、「令和 7 年度予算は、『経済財政運営と改革の基本方針 2024』（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）に基づき、経済・財政一体改革を着実に推進する。ただし、重要な政策の選択肢をせばめることがあってはならない。歳出全般にわたり、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化する」としています。

また、「令和 7 年度予算においては、持続的・構造的賃上げの実現、官民連携による投資の拡大、少子化対策・こども政策の抜本強化を含めた新たなステージへの移行に向けた取組の加速、防衛力の抜本的強化を始めとした我が国を取り巻く環境変化への対応など、重要政策課題に対応する等のため『基本方針 2024』及び『新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 改訂版』（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）等を踏まえた重要な政策について、『重要政策推進枠』を措置する」としています。

3 令和 7 年度予算編成の基本方針

令和 7 年度においては、国の動向、急激に変化する社会経済情勢の動向を踏まえ、第 2 次長和町長期総合計画後期基本計画、町長公約を意識しつつ、町がおかれている厳しい財政状況を考慮した上での予算編成とします。

予算編成にあたっては、各施策や事業について、漫然と前年と同じ内容により計上するのではなく、財政が極めて厳しい中においても実施する必要がある、真に必要な事業のみを計上してください。

職員の皆さん一人ひとりが、事業効果を検証・分析した上で、事務事業の見直し（創意工夫をもって取り組む効果的な代替事業の実施も含む）、廃止、選択を自ら考え、どんな小さなことでも実施していくことが、限られた財源の有効活用につながり、将来の長和町の発展や持続可能な財政運営につながっていきます。

第 2 次長和町長期総合計画後期基本計画の冒頭あいさつに、誰一人取り残さない持続可能な長和町を目指し、その実現に向けた取組みを進めるとあります。

将来にわたって持続可能な長和町を目指すには、急激な社会経済情勢の変化（人口減少や少子高齢化といったこれまでの課題に加えて、デジタルトランスフォーメーション、脱炭素、SDGs など）に対応していくことが必要です。

そのためにも、前例踏襲ではなく、一つひとつの事務事業をもう一度見直し、長和町を将来にわたって持続させるためにどうすれば良いのか、職員の皆さん一人ひとりが主体的に考え、事務事業の立案や予算編成を行ってください。

利害関係者との調整があり、既存事業の見直しが難航する場合も想定されますが、将来を見据え、長和町を持続させるために、行政として方針を示していくことも必要です。

そして、激変する社会経済情勢に対応するために、将来の長和町を創るための事業には積極的に取り組んでいくことも必要です。

なお、予算編成にあたっての重点事項は、以下のとおりとします。

- ①頻発する自然災害への危機管理体制の強化
- ②子ども子育て支援体制の充実強化
- ③デジタル社会への対応、DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進
- ④長和町気候非常事態宣言に基づく地球温暖化対策の推進
- ⑤時代に適合した行政サービスの推進など将来の長和町を創るために必要な施策（これまでの方法にとらわれず、町民ニーズを踏まえつつも、社会のあり方が大きく変わる時代の転換期にあることを強く認識した、将来の長和町を創るために必要な人材への投資など）

令和7年度の当初予算が、「誰一人取り残さない持続可能な長和町」に向けた、希望ある予算となるようお願いします。

4 基本的な考え

下記の7点を基本的な考えとします。

職員の皆さんは、危機感を持って真に必要な事業のみを予算計上することとし、あわせて、厳しい財政状況について全職員が改めて認識し、英知を結集し、創意工夫と柔軟な発想を持って積極的な財源確保、費用対効果の検証、緊急度の検証、事業の優先順位付けを行ってください。

1) 町長公約の推進

「Nagawa Next Vision V」に掲げられた町長公約については、広い視野で十分に研究・検討をして推進してください。

- ① 心穏やかな生活をめざします
- ② 心豊かに共生ができる社会福祉を実現します
- ③ 心安らかな地域医療を促進します
- ④ 心温まる子育て日本一をめざします
- ⑤ 心地よい生活を守ります
- ⑥ 心強くコロナに負けない地域産業をすすめます
- ⑦ 心満たされる学びの環境づくりをすすめます
- ⑧ 心通う官学連携に取り組みます

2) ふるさと納税の推進

町税をはじめとした自主財源を大きく伸ばすことは困難な状況が続くと推測され

ますが、その中でも、ふるさと納税・企業版ふるさと納税については、創意工夫により寄付額を伸ばすことができます。寄付額の増加に向けて、職員全体で考え、取組みを行ってください。

3) 財政の健全化に配慮した行財政運営

地方交付税の減少が見込まれる中、各種事務事業に充てることのできる一般財源も減少する見込みです。すべての事務事業の見直しによる経費削減はもとより、行政関与の必要性、町民ニーズ、将来の財政負担も含めた費用対効果等について検証するとともに、これまでの成果及び優先順位について厳しく評価し、既存事業の廃止や統廃合等の整理合理化を積極的に図ってください。補助金、委託料、交付金、負担金をはじめとした歳出全般、特別会計における料金等の改定など、本当に必要か、その料金で持続可能なのか検証を行ってください。特別会計においては、不足財源を安易に一般会計に頼ることのないようにしてください。

4) 「実施計画等掲載事業」の予算化

「第2次長和町長期総合計画後期基本計画」に盛り込まれた各施策の実施にあたっては、財政状況を考慮しつつ適切に推進することとします。実施計画のヒアリング結果を踏まえ、事業実施による効果などを再検討し、令和7年度予算に反映させてください。なお、事業の必要性、緊急性及び公平性を総合的、多角的に判断し、優先順位を明確にし、取捨選択を行ってください。

5) 新規事業の要求

町の財政負担につながるものであることから、原則として新規事業は認めません。ただし、重点事項において、効果的かつ必要と判断される事業は必要最小限の範囲で措置することとします。新規事業を計上する場合には、事業実施による効果を明確に説明できるようにしてください。

6) 物品の調達

①物品調達の一元化（財政管財係）

物品調達の一元化を促進するため、これまでと同様、学校・保育園など特別な消耗品を必要とする部署以外は、すべての物品を財政管財係で一括管理します。

②障がい者就労施設からの物品等の調達（福祉係）

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）に基づき、町でも「長和町障がい者就労施設等からの物品調達方針」が定められています。障がい者就労施設等から調達可能な物品購入及び役務提供については、障がい者就労施設等から優先的に調達するよう努めてください。

7) 特定財源の確保

町税等の自主財源について、創意工夫により一層の増収に努めるとともに、既存、新規にかかわらず国県補助金等の特定財源が得られないか積極的に検討し、事業の財源確保に心がけてください。あわせて、分担金及び負担金や使用料及び手数料の適正化を図ってください。また、後年度の負担につながることから、財源として安易に町債を充てることが慎んでください。

5 令和7年度予算編成の具体的方針

- ① 当初予算編成にあたっては、事業量等の的確な把握をしたうえで、積算根拠を明確にしてください。また、積算誤りがないよう十分注意してください。あわせて、必要性、緊急性及び優先度を十分検討し、余分な経費は計上せず、過大積算は厳に慎んでください。(例年、決算において不用額が多額となっている事業が見受けられます。)
- ② 事業をより効果的に推進するために、複数の課(係)にわたる事業を実施する場合には、横の連携を強化しつつ十分に計画を協議したうえで予算計上してください。関係部署及び関係機関との横の連携を密にし、柔軟で迅速な対応を図り、いわゆる「縦割り」ではなく、総合的な視点を持って取り組むようにしてください。
- ③ 住民の要望を踏まえつつも、事業効果や費用対効果の視点から、真に必要な事業を十分検討の上、優先順位を定めて事業を計画してください。一つの視点として、その事業(補助金や負担金なども含む)がなくなった場合、どのような人にどのくらいの影響があるのか、長和町のまちづくりにどのくらい影響があるのか、事業担当者としての視点、さらには、町全体を俯瞰する視点から、改めて必要性・効果等を徹底的に検証し、廃止や休止、統合等の見直しを行ってください。
- ④ 効果的な事務運営のために、シルバー人材センターへの委託や行政事務包括業務委託を実施していますが、事業量にふさわしい配置となっているか、期間を決めての雇用はできないか、時間や曜日によるシフト勤務はできないかなどの視点から、現在委託している方々を含めて見直してください。
- ⑤ 事務事業の実施にあたって、随意契約が見込まれる場合においては、積算根拠の検証、比較などを必ず行っただうえで、契約内容、金額について相手方と十分協議し、経費の節減に繋げ、予算に反映させてください。特に、見積書に「一式」と記載されているような場合、必ず積算根拠を確認してください。なお、随意契約ができる案件は限られていますので、地方自治法施行令、「長和町随意契約ガイドライン」に基づき、適切に運用してください。

- ⑥ 一部事務組合、外郭団体等への負担金、委託料などについては、相手方からの要求が本予算編成方針に即した要求となっているか、担当課においてヒアリングを行うなど十分協議・精査したうえで予算計上してください。
また、財政管財係予算査定の際には、予算要求額の根拠資料を提出してください。
- ⑦ 財産区からの繰入金を伴う事業については、新規事業・既存事業に関わらず、財産区と実施事業内容及び負担割合等について、必ず事前に十分協議してから予算要求してください。
- ⑧ 上田地域定住自立圏構想に係る予算について、計上漏れがないようにしてください。
- ⑨ 社会経済情勢の急激な変化の中、資材費をはじめ、広範囲にわたる物価の上昇が続いています。この状況を適切に予算に反映していく必要がありますが、安易に前年度増にすることなく、事業の内容を見直すなど経費の節減に努めてください。また、業務委託などの積算にあたっても、単価が上がる場合には回数を減らし、総額では前年同額とするなど、経費増加の抑制に努めてください。
- ⑩ 創意工夫による良質な行政サービスの提供のために、これまでの事業の内容や方法にとらわれず、柔軟な考えで創意工夫をし、各種行政サービスを提供できるよう、将来の長和町を創るための英知にあふれる事業の推進をお願いします。あわせて、自主財源を捻出するための創意工夫もお願いします。
- ⑪ 各特別会計、上水道事業会計、下水道事業会計について
各特別会計、上水道事業会計、下水道事業会計においても、本予算編成方針より予算を作成してください。
なお、一般会計が非常に厳しい財政状況であることを踏まえ、一般会計からの経費負担区分の適正な運用に努め、事業収入の増加、経営の合理化、徹底した経費の節減を積極的に取り組み、独立採算を基本に負担金、使用料等のあり方も含め、健全経営に努めてください。
また、一般会計繰入金については、財政管財係査定時に、積算根拠（繰入基準内、繰入基準外の詳細）を明らかにしてください。

6 令和7年度予算編成の留意点

① 歳入に関する事項

- 1) 町税は、自主財源の根幹となるものです。国の税制改正や経済の動向を十分勘案するとともに、税負担の公平を期するため適正な課税や収納率の向上に努めてください。
- 2) 分担金及び負担金や使用料及び手数料については、社会経済情勢に即した料率の見直し、受益の程度に応じた金額の見直し、その適正化に努めてください。受益者や利用者との調整が必要であり、令和7年度予算に反映できなくとも、長期的な視点に立って、検討を少しでも前に進め、見直しの実施に努めてください。
- 3) 国庫支出金及び県支出金については、新規事業・既存事業、継続実施している単独事業に対しても、補助制度の動向等を把握し、補助対象となるものは活用してください。ただし、補助事業であるという理由で安易に事業選択し、結果的に多額の一般財源持ち出しにならないよう注意してください。なお、特別交付税等の地方財政措置についても情報収集してください。
- 4) 財産収入については、遊休化及び非効率な利用をしている公有財産については、その有効活用（有償貸付等）を図り、またその処分（売却等）を促進するなど財産収入の確保に努めてください。
- 5) ふるさと納税寄付金については、これまでも寄付額増加のための取組みが行われているところですが、各課横断的に取り組むなど、更なる創意工夫により、寄付金額の増加を目指してください。
- 6) 企業版ふるさと納税の積極的な活用に向け、企業へのアプローチ方法など研究を進めてください。
- 7) 諸収入については、前年度実績、過去の実績、類似団体との比較、今後の見直しなど多角的に検討し見込額を計上してください。
- 8) 町債については、地方債残高が依然多額であること、今後予定されている大型事業（ブランシュたかやまスキーリゾート関係等）があることを踏まえ、できる限り抑制する方向です。有利な起債と呼ばれる過疎対策事業債でも、元利償還金の3割は町負担です。後年度の財政負担を考え、町債を充てる大きな事業については、真に必要な事業のみ財政管財係に事前（入力締切前）に協議して頂き計上することとします。

② 歳出に関する事項

- 1) 旅費については、リモート開催が増えている現状も鑑み、過剰な見積はしないようにしてください。委員会等視察研修旅費については、その意義や目的を明確にし、必要最小限の経費を計上してください。
- 2) 食糧費については、情報公開制度も踏まえ必要性の有無を再認識しながら、会議等の時間に配慮し、節減を図ってください。なお、式典・イベント等を予定する場合は各課において積算し、必要最小限で計上してください。
- 3) 消耗品については、在庫状況を把握した上で必要性和適正量を十分検討し、購入経費をできるだけ抑制するとともに、グリーン商品の購入を推進してください。
- 4) 町単独の補助金については、対象機関の事業実績や次年度計画に基づき目的・対象・効果・成果などにより評価を行い、公金を支出するに足る内容であるか確認するとともに、交付基準について再検討してください。特に、毎年決算剰余金がある場合については、その事情を確認のうえ、町の厳しい財政状況を説明して縮減をしてください。団体の構成員に対する日当・報償費、交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等、直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上妥当と判断できない経費は原則補助対象外としてください。また、補助率、限度額、終期設定等の検討を行うなど、その補助金が真に必要であるか、町の公益的な視点から支出が必要であるか、引き続き精査に努めてください。長期にわたり継続している補助についても、見直しをしてください。
- 5) 扶助費については、社会経済情勢、国や県の動向を注視し、対象人数・必要経費を的確に把握してください。また、「上乘せ・横出し」など町単独で実施している事業については、創設当初と現状との客観的な分析、他市町村の状況を踏まえ、優先度や効果等を検証し、補助金同様、積極的に見直しを行ってください。
- 6) 指定管理制度による指定管理料については、事業実績、収支決算見込等を参考に精査して、実質的な町負担額の軽減を図ってください。単に赤字補てんではなく、企業努力を見込んだ指定管理料としてください。
- 7) 普通建設事業の増加は町債残高の増加につながり、後年度の財政運営を圧迫することから、事業単位での優先順位付けを徹底し、事業の進捗調整を図ってください。
- 8) 公共施設の改修事業・維持補修経費について、特に大規模な改修は特定財源がないと実施不可能です。施設の劣化状況や重要度を考慮した上で、改修に必要な最小限度の予算積算を行ってください。また、施設老朽化による維持補修をはじめとした管理経費が膨らんでいくことは明らかです。今ある全ての施設を今後も適切に維持管理

し、残すことは大変困難な状況が見込まれます。令和 7 年度すぐにではなくても、5 年後や 10 年後を見据え、人口減少や少子高齢化、当初の目的の達成度合いを考慮し、施設のあり方（当該施設の必要性や他の既存施設の活用による廃止・休止の可否）について研究・検討してください。

9) 労働基準法の改正により、時間外労働の規制が見直されていますが、建設業においても令和 6 年 4 月から適用されました。このような状況の中、建設業の健全な発展と担い手の中長期的な育成・確保については、公共工事の発注機関にも配慮義務があり、令和 6 年度から、長和町でも週休 2 日工事を導入しました。長和町週休 2 日工事実施要領（令和 6 年 2 月 27 日告示第 23 号）を踏まえ、予算要求の段階において、災害復旧工事等対象外工事を除く建設工事は、週休 2 日での工事実施を前提条件として予算を積算してください。